(ウ)　北緯二一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯二二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯二一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯二一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯二一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯二一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯二二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯二二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年一月二十六日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年二月九日から同年三月七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒
(イ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(ウ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(エ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒
(オ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年一月二十六日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年二月九日から同年三月七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中国地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百八十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区楢津字道下六五二番四まで	前	BA 七・三〇～一一・〇〇メートル	二三・〇〇～八五・〇〇	
	後	BA 七・三〇～一一・〇〇メートル	二三・〇〇～八五・〇〇	七・二四六キロメートル 五・五九五
				上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　道路の種類　一般国道
二　路線名及び位置　二号　周南市大字戸田字八反田西二七五〇番一地先から同市大字戸田字市二七八三番二地先まで
三　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　河川管理者　山口県知事　二井　関成
住所　山口県山口市滝町一番一号
四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
(一)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、道路の附属物、その他のもっぱら道路管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕
(二)　原則として(一)に係る部分の災害復旧
五　管理の期間　平成二十三年十二月六日から当該施設の存続する日まで

○九州地方整備局告示第十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月二十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号
九州地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人大分県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	道吉　栄一、首藤　慎治

(2)　変更年月日
平成二十四年一月一日